

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和３年４月９日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、東京都、京都府及び沖縄県が追加されるとともに、東京都については 4 月 12 日から 5 月 11 日まで、京都府及び沖縄県においては 4 月 12 日から 5 月 5 日までを期間とされました。あわせて、同法第 32 条第 6 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙 1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

（別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 4 月 9 日変更）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

satoshi.tada.n4w@cas.go.jp

ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp

koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp

satoshi.tada.n4w@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp